

第 2 部 障害者基本計画

第1章 計画の基本方針

1. 計画の基本理念

「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」

加東市障害者基本計画は、子どもから高齢者まで、安心して暮らし続けられるまちの実現のために、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念とし、市民一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合い、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付き、障害の有無に関わらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる、物理的にも心理的にもバリアフリーな共生社会を構築することを目指す計画とします。

2. 基本的な視点

基本理念のもと、障害者基本法や障害者総合支援法等、関連法令の趣旨を踏まえ、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の考え方による次の基本的な視点に立つて、計画を推進します。

■ 共生社会の推進

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、道路、施設などの物理面だけでなく、心理面でのバリアフリーについて取組を進めることで、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、地域で支えあう共生社会を築きます。

また、それぞれが自分の能力と個性を最大限発揮し、差別や偏見のない自由な生き方ができる基本的人権が根付いた地域社会の実現を目指す取組を推進します。

■ 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の展開

障害のある人の障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた、きめ細かな支援を行います。

また、障害のある高齢者や子ども、経済的な困窮者など、複合的に困難な状況に置かれた人に対しても、関連部局が連携し、総合的な相談・支援が行える体制を整備します。

■ 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備

障害のある人の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、生涯を通じて適切な支援を受け、その人らしい生活を送ることができるよう、各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を推進します。

また、これらの施策に必要なサービス基盤の整備促進に努めます。

■ 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害の有無にかかわらず、子どもが地域でともに健やかに成長できるように、子どもやその家族に対し、身近な地域で切れ目のない支援を行う体制を整備します。また、障害児支援を通して、障害のある人の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

3. 基本目標

〔1〕ともに育ち、ともに学ぶために

障害のある人が、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、自立と社会参加に必要な能力を培うための教育が重要です。障害等のある支援の必要な子どもたちに対して、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない支援を行うことで、その人らしく自立した生活が送れるよう支援します。

〔2〕生きがいを持って働くために

障害のある人が地域で自立して生活していくためにも、就労は非常に大切です。障害特性や障害の状態に合った就労ができるよう、きめ細かな相談支援を行うとともに、就職後の支援や離職後の再訓練など、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援が行えるよう体制整備に努めます。

また、企業や関係機関と連携し、障害のある人の一般就労への移行を支援します。

〔3〕すこやかな暮らしのために

障害のある人の保健医療施策では、早期発見・早期対応を行うことが特に重要です。障害のある人の高齢化が進んでおり、高齢化に伴うさまざまな疾病等への対応も充実させる必要があります。

そのため、保健・医療・福祉が連携し、連続性を持つことにより、一人ひとりが安心して必要な医療を受けられる体制づくりに取り組みます。

〔4〕自立した生活をおくるために

障害のある人の地域生活を支えるためには、生活支援体制の整備、福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要です。相談支援や権利擁護など地域生活支援事業の推進を図るとともに、北播磨圏域の関係機関と連携し、各種障害福祉サービスの基盤整備・充実に努め、障害のある人の多様なニーズに対応します。また、福祉活動への支援やボランティアの育成について関係機関との連携を図ります。

さらに、障害のある人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談支援を強化するとともに、言語その他の意志疎通手段を選択できる機会の提供に努めます。

〔5〕安全で快適な暮らしのために

障害のある人が安心して暮らし続けることができるために、地域住民をはじめさまざまな機関・団体と協働し、防災・防犯ネットワークの確立に努め、災害時の情報伝達や避難支援・救助体制の整備を進めます。

また、ユニバーサルデザインの考え方のもとに福祉のまちづくりを推進し、安心・安全な環境を確保します。

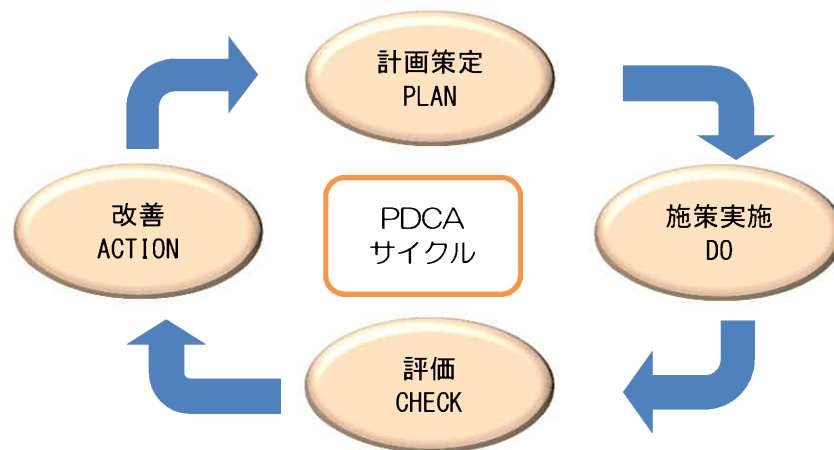
〔6〕共感しあえる地域づくりのために

障害者差別解消法を踏まえ、障害の有無にかかわらず互いの人格や個性を尊重し、差別や偏見のない地域社会を築くために、市民が障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、発達障害、盲ろう、難病、高次脳機能障害など、より一層の理解が必要な障害や、外見からはわかりにくい障害について、その障害特性や必要な配慮等に関する普及啓発に努めます。

4. P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

障害者権利条約の「根拠に基づく政策立案」(Evidence-Based Policy Making)を目指して、具体的、客観的なデータに基づく施策の立案を行うとともに、計画(plan)、実施(do)、評価(check)、改善(action)のP D C Aサイクルを構築し、具体的な目標設定や達成度の評価、根拠に基づく改善等を行い、効果的・効率的な障害者施策を推進します。



5. 計画の施策体系

基本理念

障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東

基本的な視点

- 共生社会の推進
- 障害の特性を踏まえたきめ細かな支援の展開
- 総合的かつ効果的な施策の推進とサービス基盤の整備
- 障害児の健やかな育成のための発達支援

基本目標

施策の方向性

1 ともに育ち、ともに学ぶために
インクルーシブ教育の推進

- 1 総合的な相談体制の充実
- 2 インクルーシブ教育の推進
- 3 早期療育の推進
- 4 研修・啓発の充実

2 生きがいを持って働くために
雇用・就労支援

- 1 就労機会の拡充
- 2 経済的自立の支援
- 3 福祉的就労の支援

3 すこやかなくらしのために
保健・医療の充実

- 1 地域医療体制の整備
- 2 保健・医療・福祉の連携強化
- 3 福祉医療制度の充実

4 自立した生活をおくるために
福祉サービスの充実

- 1 相談支援事業の充実
- 2 福祉サービスの充実
- 3 地域生活支援事業の推進

5 安全で快適な暮らしのために
福祉のまちづくり

- 1 福祉のまちづくりの整備推進
- 2 移動手段の整備
- 3 要支援者対応の充実強化

6 共感しあえる地域づくりのために
人権尊重のまちづくり

- 1 人権教育・啓発活動の推進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 地域福祉活動の促進

第2章 施策の展開

※現状と課題の文末の数字は、基本目標ごとの障害者福祉を取り巻く課題の番号です。

1. とともに育ち、ともに学ぶために ～インクルーシブ教育の推進～

◆現状と課題

- ①障害のある子どもの支援のため、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関による子ども発達支援連絡会を開催して連携の強化を図ってきましたが、平成29年度に発達サポートセンター「はぴあ」を開設し、市の業務を集約しました。支援の必要な子どもに対する「幼児期から就労まで」の生涯を見通した切れ目のない支援を行う体制を構築します。
- ②特別支援教育に対する専門的な知識を持った教員の配置や専門機関による支援、発達検査、療育を受けられる体制の充実が望まれています。【P45 [1] (1)①、(2)②・④・⑤】
- ③保護者同士の情報交換ができる場づくり、障害児支援に関する積極的な情報発信や関係機関との連携強化が求められています。【P45 [1] (2)③、(3)②】
- ④障害が軽度である場合や学校卒業後のサポートが不足しているとの指摘があります。【P45 [1] (3)①】
- ⑤身近な地域で障害児支援や療育を受けられる施設の充実が課題です。【P45 [1] (1)①、(2)⑤】

◆施策の方向性

- ①障害の早期発見・早期療育ができる体制を構築し、乳幼児期から就労まで切れ目のない支援を行います。
- ②教育・保育・保健・医療・障害福祉等各分野の連携を強化し、支援体制を確立します。

◆施策の展開

(1) 総合的な相談体制の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	子どもの心の相談	①関係機関と連携し、臨床心理士等による発達検査を常時実施できる体制を整え、より専門的で総合的な相談体制を構築します。 ②小・中学校では、学校や児童生徒の実態に応じてスクールカウンセラー等による相談を実施します。	学校教育課 発達サポートセンター

2	障害児(者)サポートネットワークの整備と拡充	①関係機関相互の連携により、それぞれの役割分担を明確にし、支援のネットワークの整備を図ります。 ②整備されたネットワークを活用し、支援体制を強化・拡充します。	学校教育課 発達障がいセンター 社会福祉課
---	------------------------	---	--------------------------------------

(2) インクルーシブ教育の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	特別支援教育の推進	①本市の特別支援教育におけるセンター的役割を担っている北はりま特別支援学校と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握します。 ②子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行い、特別支援教育体制充実に努めます。	学校教育課 発達障がいセンター
2	サポートファイルの活用促進	①支援の必要な子どもへの一貫した支援を継続して行うため、サポートファイル（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の作成を推進します。 ②サポートファイルの重要性や活用方法について関係機関への周知に努めます。 ③学校・園への巡回相談を実施し、指導や助言及び各関係機関と学校・園との調整を行います。	学校教育課 発達障がいセンター
3	通級指導	①通級指導を実施し、児童生徒一人ひとりの必要に応じた支援を行います。	学校教育課 発達障がいセンター
4	スクールアシスタント等の活用	①スクールアシスタントや介助員等指導補助員の増員配置を推進し、特別支援教育の充実に努めます。	学校教育課

5	交流教育の推進	①特別支援学校と小学校、中学校との連携を巡り、多様な交流教育を展開します。	学校教育課
6	学校施設等の整備	①特別支援学校の整備については広域で対応します。 ②学校等の建物や設備を、ユニバーサルデザインの理念に基づき、計画的な改善を進めます。	教育総務課
7	就学指導の充実	①教育支援委員会との連携を密にし、本人・保護者の希望、障害の状態、通学等に十分配慮した就学相談・指導に努めます。	学校教育課 発達障・トセター
8	放課後等のケアの充実・学習機会の確保	①アフタースクールで障害のある児童の受け入れができるよう、体制の整備に努めます。 ②障害児タイムケアを実施し、障害のある児童・生徒の放課後や長期休業中の活動の場を確保します。 ③放課後等デイサービスを必要とする子どもに適切に提供される体制の確保を巡ります。	子育て支援課 社会福祉課

(3) 早期療育の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉施設における療育機能の強化	①障害のある子どもに対する多様な活動の場、療育の場を確保するため、わかあゆ園等の福祉施設における療育機能の強化を働きかけます。	社会福祉課 発達障・トセター 健康課
2	地域における療育体制の整備	①ナーサリールーム（療育教室）を継続実施し、就学前の子どもや小中学生に対しても、個別・集団療育を実施します。 ②兵庫教育大学をはじめ関係機関と連携し、療育事業の充実に努めます。	学校教育課 発達障・トセター

(4) 研修・啓発の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	関係機関従事者への研修	①教育・福祉・保健など関係機関従事者に、それぞれのニーズに合った研修を実施し、発達障害等に関する知識を深めます。	学校教育課 発達障 [®] トセン ^{ター}
2	保護者に対する研修・啓発	①ペアレントトレーニングを実施し、親と子の良好な関係づくりを進めます。	学校教育課 発達障 [®] トセン ^{ター}
3	市民への啓発	①発達障害等への市民の理解を深めるための研修や啓発を行います。	学校教育課 発達障 [®] トセン ^{ター}

2. 生きがいを持って働くために ～雇用・就労支援～

◆現状と課題

- ①障害のある人の雇用については、働くことを希望する人が多い一方で、障害の特性や職場の状況により長期雇用につながりにくいという実態があり、雇用主等への障害者雇用に対する理解促進、処遇改善とあわせて、職場定着のための取組が求められています。【P45〔2〕(1)①】
- ②障害のある子どもの保護者からは、学校を卒業した後の就労についての不安が大きいという声が多く寄せられました。卒業後の雇用機会の拡大のために、就労体験や職場実習の場と通勤手段等の確保のための支援が必要です。【P46〔2〕(2)①・②、(3)①】
- ③一般就労への移行促進のため、就労継続支援A型事業所や就労移行支援・就労定着支援を提供する事業所の整備が課題です。【P46〔2〕(4)①】

◆施策の方向性

- ①障害のある人が自分の能力を生かし、希望する職場で継続して働くことができるよう、就労移行、就労定着の支援に努めるとともに、離職者の復職を支援します。
- ②多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害の特性に合った就労を支援します。
- ③就労関係機関と連携し、障害者雇用率の向上や合理的配慮についての啓発を推進します。

◆施策の展開

(1) 就労機会の拡充

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	企業等への啓発の充実と就労先の確保	①ハローワーク、商工会等の関係機関と連携を強化し、企業連絡会等あらゆる機会を活用して障害者雇用制度の普及・啓発に努めます。 ②障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、特別支援学校卒業後の進路について、就労先の確保に努めます。 ③民間企業へ特別支援学校生の職場実習の受入れを働きかけます。	社会福祉課 商工観光課

2	雇用主・従業員等の理解啓発	①雇用主、従業員全てが障害や障害のある人について理解を深めるための啓発を行うとともに、障害のある人をサポートできる職場環境の整備を要請していきます。	社会福祉課 商工観光課
3	公共機関等での障害者雇用の推進	①市役所や関係機関等において、職域を広げ、障害のある人の雇用機会の確保に努めます。 ②市役所等での特別支援学校生の職場実習を積極的に受け入れます。	総務課 社会福祉課
4	障害者雇用機会の拡大	①障害のある人が自身の能力と希望に合った就労方法を選べるよう関係機関と連携し、情報収集・提供を充実します。 ②障害のある人への雇用等の情報提供に努めます。	社会福祉課 商工観光課

(2) 経済的自立の支援

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	就労支援体制の充実	①ハローワークと連携した障害のある人の職業訓練や、障害者就業・生活支援センターとの連携による就労移行支援事業等の就労訓練の利用を促進します。	社会福祉課
2	職場定着、継続就労及び離職者に対する復職への支援	①障害者就業・生活支援センターと連携を強化し、障害のある人の就労継続・職場定着のため、障害のある人と雇用側の双方を支援するジョブコーチ等の利用の促進に努めます。 ②障害者相談支援センターとともに、職場での問題や離職者に対する復職相談など、きめ細かな支援を行います。	社会福祉課

(3) 福祉的就労の支援

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉的就労の場の確保	①一般就労が困難な障害のある人の生産活動、地域交流の場としての地域活動支援センターの支援に努めます。 ②就労継続支援事業の質的・量的充実を促進します。 ③活動場所確保のため、市の空き施設の提供に配慮します。	社会福祉課 財 政 課
2	仕事の確保の支援	①福祉的就労の場が安定的に確保できるよう、関係機関や企業への働きかけを継続的に実施します。 ②障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を定め、障害者就労施設への発注拡大に努めます。	社会福祉課 商工観光課
3	事業所の自主製品の振興・販売の促進	①福祉事業所等で製造される自主製品の品質の向上及び販路の拡大を支援します。 ②事業所等の収益が増加し、障害者の工賃の増額につながるよう支援に努めます。 ③市役所ロビー等に事業所等の自主製品等の展示・販売コーナーを設け、市民への啓発・理解促進に努めます。	社会福祉課

3. すこやかな暮らしのために ～保健・医療の充実～

◆現状と課題

- ①疾病による障害を未然に防ぐため、市民一人ひとりの健康意識の高揚と生活習慣病予防の取組を推進し、健康づくりを支援しています。
- ②乳幼児健康診査や相談を充実し、障害や虐待の予防・早期発見に取り組み、関係機関と連携して早期療育へつなぐ体制整備に努めています。
- ③医療機関における合理的配慮の提供や障害に対する理解促進が求められています。【P46〔3〕(1)①】
- ④障害に伴う継続的な医療が必要な人に対する経済的負担の軽減が必要です。【P46〔3〕(1)①】

◆施策の方向性

- ①障害のある人が、地域で適切な医療を受け安心して暮らせる環境整備に努めます。
- ②保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、ライフステージに応じた支援体制を構築します。

◆施策の展開

(1) 地域医療体制の整備

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	医療体制の充実	①医師等の人材確保に努めます。 ②専門的な医療機関や北播磨圏域の医療機関等との連携強化を図ります。 ③障害に関する専門的な知識をもつ人材確保に努めます。 ④医療機関における障害福祉施策の理解の啓発に努めます。	加東市民病院 健康課 保険・医療課 社会福祉課

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	保健・医療・福祉の連携強化	①地域医療・福祉関係機関との連携を密にし、多職種とのネットワークの強化を図ります。	健康課 高齢介護課

2	健康づくりの推進 (疾病の予防と早期発見、重症化予防等)	①疾病による障害を未然に防ぐため、生活習慣病予防対策の積極的な推進を行い、健康づくりを支援します。 ②ライフステージに応じた生活習慣病の予防や早期受診及び治療の継続支援を行うことで重症化による障害を防ぎます。	保険・医療課 健康課
3	乳幼児期の健康の保持・増進、疾病の予防、早期発見 (健診・相談)	①発達障害を含めた障害や虐待を予防、早期発見するため、各種健診事業等の充実を図ります。 ②発達サポートセンター等関係機関と連携し、早期発見後の相談体制の充実に努めます。	健康課 発達サポートセンター
4	精神保健対策の充実	①関係機関と連携し、訪問指導や相談事業等で心の健康づくりを支援します。 ②自殺予防や引きこもりなどの講演会・研修会を実施します。 ③精神障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ります。 ④認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。	健康課 社会福祉課 高齢介護課
5	精神障害者等の地域移行支援	①精神障害者等の退院後の地域生活について、地域移行・地域定着支援などの相談支援体制を充実させます。 ②関係団体と連携して、地域の受入体制の整備や居場所の確保を図ります。	社会福祉課
6	地域包括ケア体制の構築	①総合的な福祉の相談窓口を設置し、複雑多様化する福祉ニーズに対応します。 ②関係機関と連携し、保健、医療、福祉の円滑な支援体制の構築に努めます。	高齢介護課 社会福祉課

(3) 福祉医療制度の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	医療費に対する助成制度と広報	①障害のある人が適切な医療が受けられるよう、医療費の助成制度（福祉医療制度）の安定的な制度運営の継続に努めます。 ②公的医療費助成制度（自立支援医療、特定医療（指定難病）等）の周知に努め、適切な受給を支援します。	保険・医療課 社会福祉課

4. 自立した生活をおくるために ～福祉サービスの充実～

◆現状と課題

- ①相談支援事業について、専門的知識や経験を有する加東市障害者相談支援センターに委託して、質の高いサービスの安定的な提供に努めています。
- ②障害者支援のための各種制度やサービスの内容、利用方法等について、さらに適切で丁寧な情報提供が求められています。【P47〔4〕(2)②】
- ③家族等の介助者の高齢化により将来への不安を抱える方が増加しています。【P46〔4〕(1)②】地域で障害のある人とその介助者等を支援するための体制の構築が必要です。
- ④家族の負担を軽減するための居宅介護や短期入所施設、グループホーム等が北播磨圏域に少ないため、それらのサービス提供体制の整備を促進する必要があります。【P47〔4〕(2)⑤】

◆施策の方向性

- ①障害のある人の地域生活を包括的に支援するため、相談支援体制の充実を図ります。
- ②障害福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、積極的な情報提供とサービス提供基盤の整備に努めます。
- ③障害のある人が地域で自立して暮らしていけるよう、障害に対する理解促進と合理的配慮の普及啓発を推進します。

◆施策の展開

(1) 相談支援事業の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	障害者相談支援事業の充実	①指定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の確保に努め、障害者相談支援の充実を図ります。 ②地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実に努めます。 ③指定相談支援事業者に加東市障害者相談支援センターの運営を委託し、専門的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。 ④北播磨障がいネットワーク会議に参画し、北播磨圏域の関係機関と連携して相談支援体制の強化に努めます。	社会福祉課

(2) 福祉サービスの充実

I 自立支援給付の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	訪問系サービスの充実	①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援などを提供し、障害のある人の居宅での生活を支援します。 ②訪問系サービスを行う訪問介護事業所に対し、従事者のスキルアップ研修への参加を促し、介護の専門性と資質の向上を図ります。 ③介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促し、訪問系サービスの質的・量的充実を図ります。	社会福祉課
2	日中活動系サービスの充実	①障害のある人が自立した生活を送るための日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援等）を提供します。 ②日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、適切に提供できるようサービス基盤の整備促進に努めます。	社会福祉課
3	短期入所支援の充実	①障害のある人を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、短期入所事業の充実を図ります。 ②北播磨圏域の関係機関や施設と連携し、必要な時に適切に利用できる体制の構築に努めます。	社会福祉課
4	補装具費の給付	①障害のある人の身体機能を補完するための補装具費を給付します。	社会福祉課

5	施設から地域生活への移行の推進	①介護保険訪問介護事業所に対し、障害福祉サービスへの参入を促すなど、訪問系サービスを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。 ②地域生活に必要なグループホームや生活介護、短期入所施設等の整備の支援に努めます。 ③市内の空き施設等を障害福祉サービス事業者等が活用できるよう支援を行います。	社会福祉課
---	-----------------	--	-------

Ⅱ 外出支援の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	ガイドヘルパーの充実	①障害のある人の外出を支援するため、同行援護、行動援護等のサービス提供体制の確保に努めます。 ②ガイドヘルプに係るボランティア育成を支援します。	社会福祉課
2	福祉タクシー利用券交付事業	①在宅かつ市民税所得割非課税の障害のある人（等級要件有り）に対し、タクシーの利用券を交付します。	高齢介護課
3	福祉車両やボランティアの活用	①加東市社会福祉協議会が管理する福祉車両の利活用を支援します。 ②福祉事業を円滑に実施するためのボランティアの活用について、加東市社会福祉協議会と連携していきます。	社会福祉課

Ⅲ その他の福祉サービスの充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	各種障害者手当等の支給	①特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当・重度心身障害者(児)介護手当・福祉年金等の各種手当を支給します。	社会福祉課

2	各種制度の広報・啓発	①広報紙、CATV、パンフレットの活用を通じて各種制度の周知と利用促進に努めます。 ②「障害者福祉のしおり」を通じて税の軽減、公共料金・有料道路の割引など各種制度を周知し、障害のある人の経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
3	制度的無年金障害者福祉給付金	①年金制度上の理由から、障害基礎年金を受給できない外国籍障害者等に福祉給付金を支給することにより、生活の安定と福祉の向上を図ります。	社会福祉課
4	指定難病患者等への支援	①障害者総合支援法の対象となる難病等について周知を図り、難病患者等の自立と社会参加を促進します。	社会福祉課

(3) 地域生活支援事業の推進

I 必須事業

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	相談支援事業（再掲）	①指定相談支援事業者や障害児相談支援事業者の確保に努め、障害者相談支援の充実を図ります。 ②地域移行支援、地域定着支援などの支援体制の整備と充実に努めます。 ③指定相談支援事業者に加東市障害者相談支援センターの運営を委託し、専門的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。 ④北播磨障がいネットワーク会議に参加し、北播磨圏域の関係機関と連携して相談支援体制の強化に努めます。	社会福祉課
2	意思疎通支援事業	①聴覚、言語機能、視覚等に障害のある人の意思疎通を支援するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。	社会福祉課

3	手話奉仕員養成研修事業	①手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を養成するための各種講座を開催し、支援者の養成を図ることで、障害のある人が利用しやすい環境整備に努めます。	社会福祉課
4	日常生活用具給付等事業	①障害のある人の日常生活の便宜を図るために必要な日常生活用具を給付します。	社会福祉課
5	移動支援事業	①屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上不可欠な外出や社会参加を支援するためガイドヘルパーを派遣します。	社会福祉課
6	地域活動支援センター事業	①障害のある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会参加や地域交流を促進する地域活動支援センターの運営を支援します。 ②障害のある人が、地域活動支援センターの利用を通じて、社会との交流を図れるよう支援します。	社会福祉課
7	成年後見人制度の利用促進	①障害等のため判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、生活を支援する成年後見制度の利用を支援します。 ②親族・財産のない障害のある人が、成年後見制度を円滑に利用できるよう、制度の利用に係る費用の全部又は一部を助成します。 ③成年後見制度の利用の前段として、加東市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業について、周知と利用を勧めます。 ④成年後見制度の利用促進のため制度の普及啓発と当事者への理解促進に取り組みます。	社会福祉課

8	理解促進啓発及び自発的活動支援事業	①市民に対し、障害のある人や障害特性について理解を深めるためのイベントや啓発を行います。 ②障害のある人やその家族、支援者等が交流し、情報交換する活動や地域貢献活動を支援します。 ③障害のある人に対するボランティアの養成や活動を支援します。	社会福祉課
---	-------------------	---	-------

Ⅱ その他の事業（任意事業）

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉ホーム運営補助	①常時の介護・医療の必要はないが、家庭環境等の事由で居宅生活が困難な障害のある人に、低額で居室を提供し、必要な支援を行う事業者を支援します。	社会福祉課
2	訪問入浴サービス事業	①重度の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供することで在宅生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減を図ります。	社会福祉課
3	生活訓練等	①回復途上の精神障害者に対し、外出機会や活動の場を提供し、日常生活訓練等を行います。 ②生活訓練等に参加するための交通手段が無い利用者に、送迎サービスを実施し、利用を促進します。	社会福祉課
4	日中一時支援事業	①障害のある人等の日中における活動の場の確保と家族の就労、介護者の一時的な休息のための支援として、一時的に市の指定する事業所において見守りを行います。 ②障害者手帳をもつ中学生、高校生等の放課後等の活動場所の確保、社会適応のための生活指導、保護者の就労支援	社会福祉課

		のため、障害児タイムケア事業を実施します。	
5	社会参加促進事業	①障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動等を通じて体力増進や交流を図るための大会や教室を、障害者団体・支援団体に委託して開催します。 ②身体障害者の社会参加と就労等を促進するため、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を行い、身体障害者の生活の充実、向上を図ります。	社会福祉課 生涯学習課
6	更生訓練費給付事業	①訓練施設に通所、入所する障害のある人に対し、訓練に必要な経費等を補助することで、社会復帰を促進します。	社会福祉課

5. 安全で快適な暮らしのために ～福祉のまちづくり～

◆現状と課題

- ①市営住宅の需要が高く空き室等が見込めないため、公営住宅の空き室等を活用したグループホームの開設は困難な状況です。
- ②新しく整備される公営施設についてはバリアフリーとなっていますが、民間施設などでは、対策ができていない状況もあります。【P47 [5] (1)②】
- ③公共交通機関が少ない地域に暮らしている障害のある人への外出支援、移動支援が課題です。【P47 [5] (1)①】
- ④災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供や意思疎通支援体制の構築・強化が必要です。【P48 [5] (2)①・②】

◆施策の方向性

- ①障害の有無にかかわらず、地域で安心・安全に生活できるよう、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。
- ②災害等の緊急時に、適切な情報提供と避難支援が行えるよう、関係機関や地域住民と連携し、避難行動要支援者の把握と支援体制の整備に努めます。

◆施策の展開

(1) 福祉のまちづくりの整備推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	福祉のまちづくりの推進	①障害のある人や高齢者、全ての市民が心豊かにいきいきと生活できるまちをめざす県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、相談・指導を行います。	まち未来課
2	公共施設のバリアフリー化の推進	①既存施設については、障害のある人の利用頻度の高いものから計画的にバリアフリー化を進めます。 ②公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設として整備します。	財 政 課 まち未来課
3	公営住宅のバリアフリー化の推進	①居宅生活の障壁となる段差等を解消した公営住宅の供給に努めます。	地域整備課

4	民間施設のバリアフリー化の促進	①事業者等へバリアフリー法やユニバーサルデザインについて理解と周知を図り、施設の整備や改善を要請していきます。	まち未来課
5	職場環境の改善促進	①障害のある人が仕事をする際に必要なスロープや障害者用トイレの設置等、環境整備の促進を事業所等に働きかけます。	社会福祉課 商工観光課
6	地域生活の支援の充実	①県や近隣市町及び関係機関と調整を図り、公営住宅や空き家を利用したグループホームの開設について情報提供や支援に努めます。	社会福祉課
7	住宅改修による在宅生活支援	①手すりの取付や段差の解消等の小規模な住宅改修により、障害のある人の日常生活を支援します。 ②障害のある人等の個々の実情に応じた適切な住宅改修が行えるよう、相談体制の充実に努めます。	社会福祉課 高齢介護課

(2) 移動手段の整備

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	道路や歩道などの交通環境の整備	①道路パトロールや市民からの情報提供により、改善が必要な箇所の把握に努めます。 ②歩道の段差解消、障害物の撤去など、安全な道路の整備を進めます。	土 木 課
2	移動手段の確保の支援	①障害のある人の移動手段を確保するため、福祉有償運送制度の啓発と新規参入を促進します。	社会福祉課

(3) 要支援者対応の充実強化

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	避難行動要支援者への対応強化	①災害時の福祉避難所の確保に努め、福祉避難所運営マニュアルや避難行動マニュアルを策定するなど障害のある人等の避難支援体制を整備します。 ②避難行動要支援者名簿を作成・管理し、避難支援等関係者とともに災害時の連携や救援体制の確立に努めます。 ③民生委員・児童委員、地区（自主防災組織）、関係福祉団体などとの連携による見守り活動のネットワーク化を進め、地域ぐるみの要支援者支援体制の構築を図ります。 ④自主防災組織等の訓練に、障害のある人等が参加し、避難時の課題を抽出することで、災害時の避難行動要支援者への対応を強化します。	防 災 課 高 齢 介 護 課 社 会 福 祉 課
2	障害のある人に配慮した情報伝達手段の拡充	①防災行政無線システムの戸別受信機の設置率向上に努め、戸別受信機の文字表示装置や安全安心ネットの周知を図り、障害のある人等への災害情報伝達手段の拡充を図ります。 ②災害時の避難所における障害のある人等への情報提供体制を整備します。	防 災 課 社 会 福 祉 課
3	防犯対策の推進	①障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等、障害のある人が利用する施設について、警察等関係機関と連携することで防犯対策を強化します。 ②障害のある人等が犯罪にまき込まれないよう地域における見守り・防犯体制の確立について普及啓発を行います。	防 災 課 社 会 福 祉 課
4	交通安全対策の充実	①障害のある人等、交通弱者への交通マナー向上のため、ドライバーなどへの交通安全教室を行います。	防 災 課

6. 共感しあえる地域づくりのために～人権尊重のまちづくり～

◆現状と課題

- ①平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障害に関する差別の禁止と合理的配慮の提供についての意識が高まっていますが、障害のある人への調査では「知らない」と答えた人が多く、制度の普及啓発の強化が課題です。【P48〔6〕(1)②】
- ②学校や職場、地域社会など、さまざまな場において、障害に対する理解を深め、心理的なバリアフリー化を促進する取組が求められています。【P48〔6〕(1)①】
- ③成年後見制度についても「知らない」と答えた人が多く、障害のある人の権利擁護を推進するため、制度に対する正しい理解と制度の普及啓発が必要です。【P48〔6〕(1)⑤】

◆施策の方向性

- ①障害の有無にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現のための学習活動を推進します。
- ②学校教育や社会教育の場において、障害に対する理解を深め、合理的配慮の提供を推進するための啓発を行います。
- ③障害のある人の権利擁護について、啓発活動を推進し、障害者虐待及び障害を理由とする差別の防止への取組を強化します。

◆施策の展開

(1) 人権教育・啓発活動の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	学校での人権教育・福祉教育の推進	①一人ひとりの児童生徒が、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるようにするため、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と「環境づくり」が一体となった取組を推進します。 ②教育委員会と加東市社会福祉協議会等が連携し、総合的な学習の時間等に福祉に関する学習やボランティア活動を行うことで福祉と人権教育の推進を図ります。	学校教育課 人権教育課 社会福祉課
2	社会教育等での人権教育・福祉教育の推進	①加東市人権・同和教育研究協議会等と連携し、障害の有無にかかわらず、誰もが	人権教育課 社会福祉課

		相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため人権教育・啓発に努めます。 ②加東市社会福祉協議会が実施する「かとう福祉学校」などの福祉講座を支援し、障害についての理解促進を図ります。	
--	--	---	--

(2) 相談支援体制の充実

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	障害者差別と虐待の防止	①障害を理由とした差別に関する相談体制を充実させ、対応や解決に向けた支援を行います。 ②障害を理由とした差別の防止や合理的配慮について広く普及啓発を行います。 ③障害者虐待防止に関する理解を深める取組とともに、虐待の発見、通報に対する体制を整備します。	社会福祉課 人権教育課
2	権利擁護の推進	①障害者相談支援センターと連携し、障害のある人の権利擁護についての相談対応や権利擁護対策として成年後見制度、地域福祉権利擁護事業などの利用の支援を行います。 ②障害当事者、家族等関係者に成年後見制度、地域福祉権利擁護事業の制度の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課
3	情報提供体制の確立と情報の共有化	①広報紙、CATV、ホームページ等の情報提供において、あらゆる合理的配慮を推進し、障害のある人への情報保障に努めます。 ②点字、コミュニケーション支援ボード、手話、要約筆記など、障害の特性に応じた支援を行い、障害のある人への情報提供体制を確立します。	社会福祉課 秘書広報課 地域情報センター

		④障害のある人を支援する民生委員・児童委員、障害者相談員、障害者関係団体等に、障害を理由とした差別の防止や合理的配慮に関する情報を積極的に提供し協力体制を構築します。	
--	--	---	--

(3) 地域福祉活動の推進

No	施策目標（事業）	内 容	担 当 課
1	ボランティア団体への支援の充実	①加東市社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターによるボランティア団体への支援・指導を支援します。	社会福祉課
2	ボランティア育成の促進	①加東市社会福祉協議会が開催するかとう福祉学校やボランティア養成講座を支援し、ボランティア育成を促進して、障害のある人のニーズに対応します。	社会福祉課
3	地域住民意識の醸成	①加東市社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を通じて、市民に対し福祉における共助の意識啓発、ボランティア活動の情報を提供することで、市民ボランティアの参加を促します。	社会福祉課
4	地域における相互交流と社会参加促進	①障害者やボランティアが実施する地域での相互交流活動を支援します。 ②市が実施する各種イベントを通じて、障害のある人の地域社会との交流の機会を提供します。	社会福祉課
5	障害者団体及び障害のある人への意識啓発	①手帳取得者に対し「障害者福祉のしおり」等で障害者団体を紹介するなど、障害者団体の活動をサポートします。 ②障害のある人が人権意識を高められるよう、当事者、家族、関係機関等に対して、啓発と支援を行います。	社会福祉課